

1. 会合名	自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ（第 46 回）
2. 日 時	平成 27 年 11 月 12 日（木）午前 10 時 00 分 ～ 午前 11 時 00 分
3. 議 案	1. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関する Q & A」の改訂について 2. その他
4. 主な内容	「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関する Q & A（以下、『犯収法 Q & A』）」の改訂に係る事務局案について、WG で確認し、検討した。 1. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関する Q & A」の改訂について （主な意見等） ・ Q 新 12（顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引）の事例について、詳細な記載であるが、何かを参考にしたものか。 ⇒警察庁によるパブリックコメントの募集結果（以下、「パブコメ結果」）の項番 56 を参考に、協会員の業務に資するように記載したものである。（事務局） ・ パブコメ結果には犯収法 Q & A 案ほど詳細に記載されていないが、これは事務局の意向も加味しているのか。パブコメ結果だと業態に応じた各社の判断の裁量も認められているが、犯収法 Q & A にこのように詳細に記載されると、これらすべてを一律に対応しなければならないようにも捉えてしまいかねない。 ⇒パブコメ結果の内容に事務局の意向を追加しようという特別な意図があるわけではなく、協会員の理解に資する趣旨で、例示したものである。各社の事情に応じた対応が可能であることが伝わるように修正を検討したい。 ⇒各社の実務を勘案すべく、各社の業態に照らしたときに違和感を覚える点があればご指摘いただきたい。（事務局） ・ 例示の 3 つめに「金融資産 1,000 万円」と記載されているが、各社の事情によって、取引顧客の資産規模等は異なるので、「多額の資産を運用される」等とし、具体的な数字は記載しない方がよいのではないか。 ⇒一般的な話として、例えば「多額」のような具体的ではない記載をすると、金額の目安がわからないという照会をいただくことも多い。したがって、具体的な数字は示しつつ、各社の事情を勘案してもよいことがわかるように修正を検討したい。（事務局） ・ 同じく例示の 3 つめに、「一般的には複数銘柄に分散投資する」と記載されてい

るが、投資信託では分散投資しないケースもあると思うので、本例示については、株取引に限定する旨を記載した方がよいのではないかと。

⇒株取引でも分散投資しないケースは珍しくないのでは、株取引に限定する必要はないと思う。

⇒まずは事務局案のままとし、各社の業態に応じた対応に係る記載については、本議論を受けての修正案に対して改めて意見を頂いたら検討することとした。

・ Q新 13（疑わしい取引）について、回答がわかりづらい。本設問には2つの論点があるので、設問を分けて記載してはどうか。

⇒そのように修正する。

・ Q新 14（非対面取引）について、すべての顧客に対して電話をしなければならないわけではないという理解でよい。

⇒本設問では、非対面取引においては慎重な確認が必要である旨を意図的に強調している。理由としては、今回の犯罪収益移転防止法の改正により、顔写真付きでない本人確認書類での本人確認が厳格化されたこと、さらに、特に非対面取引は犯罪収益移転危険度調査書において危険度の高い取引とされたこと等が挙げられる。そういったことを受けて、業界の自主的な対応としてより慎重な措置を取ることが、将来の規制のあり方を考えるうえで望ましいと思い、このような設問内容としている。例えば、一定の顧客に対してこのような対応をする等、具体的な方策が他に考えられればご意見を頂きたい。（事務局）

・ Q新 14 の回答にある対応については、「望ましい」という記載からも分かる通り、すべからく行うことを義務付けるものではない。また、回答には3点が例示されているが、一つめの「転送不要郵便による対応」と三つめの「本人確認書類に疑義がある場合の対応」については、異議はないと思う。二つめの「二次的確認措置による対応」については、すべての内容を必須とはしていないが、慎重な対応が望ましい旨を意図的に強調している。他に方策等はないか各社の意見を頂きたい。

⇒当社は80歳以上の方のネット申込みについては、本人による口座開設であるかについて、電話での確認を行っている。また、封筒1通に3口座分の申込書が入っている場合等は怪しいという観点から確認を行っている。

⇒申込書等において、形式的には各項目に必要な記入があるが、内容全体を見るとつじつまが合わない等、疑義がある場合には電話で事情を確認するとい

	う対応については、通常のことであり妥当性がある。書類上の不備ではないが、少し怪しいと感じるところがあったら連絡をする、ということなら実効性があると思う。 ・ 非対面取引においては、原則 2 種類の本人確認書類で本人確認をすることとし、それができない場合は適宜別の措置を取るということは難しいか。(事務局) ⇒ そのような対応は難しいという意見も当然あると思うが、仮に協会の合意があるのなら、そういった対応を原則にするのも考えられるか、という趣旨である。 ⇒ 海外に居住している方、いわゆる非居住者については、そもそも 1 種類の本人確認書類を求めるだけでも苦労することがあり、2 種類の本人確認書類による対応は難しい。当社では 1 種類送付いただき、転送不要郵便で取引関係文書を送る対応となる。 ⇒ 原則 2 種類としつつ、困難な場合はその他の措置をとる等も否定されるものではない。本設問については、別途アンケートをお送りするので、各社での対応事例や原則 2 種類の本人確認書類で本人確認をすることに対するご意見等を頂きたい。(事務局) ・ 今後、非対面取引に係る本人確認措置について、厳格化等の法令等改正の予定があるのか。 ⇒ 法令等改正の予定は現時点ではないと認識しているが、非対面取引での本人確認についての懸念が協会から出ているのは事実である。(事務局) ・ 本設問の回答の冒頭において、「以下のような確認を行うことが望ましい」という書き方をしており、一方で「原則 2 種類の本人確認書類で本人確認をする」と一律の対応を求めるというのは、平仄が合わないのではないか。 ⇒ 仮にそのような記載を盛り込むとしても、あくまでも一律の対応を必須とするのではなく、「望ましい」という記載にすることを考えている。 ・ Q 新 15（既存口座における、継続的な調査による「なりすまし」防止）について、「名寄せ」による抽出方法が記載されているが、それ以外の調査方法も認められるように、「名寄せ」は例示である旨を明示してはどうか。法人顧客の場合には、この方法では抽出結果が多数出てしまい、かえって効率的な調査ができないように思う。 ⇒ 「名寄せ」という文言は金融庁の監督指針や日証協の「インターネット取引における本人確認方法について」においても用いられている。法人顧客に関
--	--

	する書き振りは検討するが、文言自体は残すこととしたい。(事務局) ・ Q新 15 の 2. に不審な口座が例示されているが、Q新 12 の例示「金融資産 1,000 万円程度の…(中略) 投資する場合」についての修正と同様に、「各社の業態や規模等の事情に応じての対応でよい」旨を記載してはどうか。 ⇒本設問はQ新 12 と同様には考えられない。本設問での口座の例示は、どの社であっても注意しなければいけない口座を示したものであり、一方、Q新 12 で例示している金融資産等は、各社の取引顧客によって異なるものである。つまり、調査の方法は各社によって異なるものとしても、調査すべき口座は各社によって異ならない。なお、不審口座の抽出基準を定める方法としては、売買審査等の審査基準に本設問の内容を盛り込むこと等が考えられる。(事務局) ・ Q新 15 の 2. については、最初の例に「株式取引」とあるが、「株式取引」に限定したものか。 ⇒株式取引に限定しているものではない。誤解を生じないように修正する。(事務局) ⇒なお、「暗証番号」を用いて抽出することも考えたが、そもそも顧客の暗証番号は通常見られないように管理していることから、「IP アドレス」と記載している。 ・ Q新 17 (新規顧客の取引) について、一見すると、「新規顧客との取引において、疑わしい取引に該当するか判断する際に留意すべき点はない」と誤解するおそれのある書き振りになっているので、修正が必要ではないか。 ⇒パブコメ結果の項番 159 を基にしているところであるが、わかりやすさの観点から改めて検討する。(事務局) ・ Q新 19 (高リスク取引①) と Q新 20 (高リスク取引②) は一連の設問であるが、Q新 19 には「高リスク取引」と「厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引」についての記載があり、Q新 20 には、前者しかない等、記載がわかりづらくないか。 ⇒両設問の書き振りを検討する。(事務局) ・ Q新 19 について、当社では反社会的勢力と非対面取引では別の扱いをするつもりであるが、④のように並べて記載されると別の扱いが許容されないようにも読めるので、2 行に分けるなど、工夫してもらえないか。
--	---

	⇒書き振りを検討する。(事務局) 2. その他 特になし。 以 上
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する 問い合わせ先	自主規制企画部（０３－３６６７－８４７０）